特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険税に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南あわじ市は、国民健康保険税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

南あわじ市長

公表日

令和5年3月29日

[平成31年1月　様式2]

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税に関する事務
②事務の概要	地方税法等及び南あわじ市国民健康保険税条例に基づき、国民健康保険税の賦課徴収を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①国民健康保険税の賦課、更正、減免、徴収 ②国民健康保険税情報の照会、回答 ③過誤納が発生した納税義務者への還付・充当処理 ④口座振替処理 ⑤督促及び催告処理 ⑥地方税法等に基づく調査、滞納整理 ⑦納税証明書等の発行 ⑧非自発的失業者に係る申告書や減免申請等による保険税の軽減及び減免
③システムの名称	1　国民健康保険税システム 2　滞納整理システム 3　収納消込システム 4　宛名管理システム 5　口座管理システム 6　団体内統合宛名システム 7　中間サーバGW 8　中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
国民健康保険情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号法）第9条第1項　別表第一の16の項、30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第16条、第24条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条7号及び別表第二 情報提供の根拠 ・番号法　別表第二の1項、46の項　情報提供者が市町村長で特定個人情報に国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項、第138条1項又は第141条1項の規定により通知することとされている事項に関する情報で主務省令で定めるもの ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第1条 別表第二の46の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定 情報照会の根拠 ・番号法　別表第二の27の項　情報照会者が市町村長で地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第20条 ・番号法　別表第二　事務内容が国民健康保険法によるもので保険料の徴収に関する事務であって主務省令に定めるもの　　45の項 別表第二の45の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定 公金受取口座登録簿に関する情報提供の要求の根拠 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部　税務課
②所属長の役職名	市民福祉部　税務課長

６. 他の評価実施機関

６. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	南あわじ市市民福祉部税務課　〒656-0492　兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1　0799-43-5213

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	南あわじ市市民福祉部税務課　〒656-0492　兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1　0799-43-5213

Ⅱ　しきい値判断項目

1．対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	

2．取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	

3．重大事故		
過去１年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[　基礎項目評価書　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　[　]委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）　[　]提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続　[　]接続しない（入手）　[　]接続しない（提供）

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 監査

実施の有無	[○] 自己点検　[　] 内部監査　[　] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[　十分に行っている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月26日	システムの名称	国民健康保険税システム、滞納整理システム、収納消込システム、宛名管理システム、口座管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	1　国民健康保険税システム 2　滞納整理システム 3　収納消込システム 4　宛名管理システム 5　口座管理システム 6　団体内統合宛名システム 7　中間サーバGW 8　中間サーバー	事後	記載漏れのため
平成29年3月21日	しきい値判断項目	平成27年5月1日	平成29年1月1日	事後	
平成29年3月21日	評価実施期間における担当部署（所属長）	榎本　輝夫	赤松　裕子	事後	
平成30年3月20日	しきい値判断項目	平成29年1月1日	平成30年1月1日	事後	
平成31年3月22日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署　①部署	市民部　税務課	市民福祉部　税務課	事後	
平成31年3月22日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	税務課長　赤松　裕子	市民福祉部　税務課長	事後	
平成31年3月22日	Ⅰ関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	南あわじ市市民部税務課	南あわじ市市民福祉部税務課	事後	
平成31年3月22日	Ⅰ関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱い関する問合せ	南あわじ市市民部税務課	南あわじ市市民福祉部税務課	事後	
平成31年3月22日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年1月1日　時点	平成31年1月1日　時点	事後	
平成31年3月22日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年1月1日　時点	平成31年1月1日　時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月24日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日　時点	令和2年1月1日　時点	事後	5年経過前の再実施
令和2年3月24日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日　時点	令和2年1月1日　時点	事後	
令和3年3月5日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日　時点	令和3年1月1日　時点	事後	
令和3年3月5日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日　時点	令和3年1月1日　時点	事後	
令和4年3月10日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日　時点	令和4年1月1日　時点	事後	
令和4年3月10日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日　時点	令和4年1月1日　時点	事後	
令和5年3月29日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	地方税法等及び南あわじ市国民健康保険税条例に基づき、国民健康保険税の賦課徴収を行う。 　特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 　①国民健康保険税の賦課、更正、減免、徴収 　②国民健康保険税情報の照会、回答 　③過誤納が発生した納税義務者への還付・充当処理 　④口座振替処理 　⑤督促及び催告処理 　⑥地方税法等に基づく調査、滞納整理 　⑦納税証明書等の発行	地方税法等及び南あわじ市国民健康保険税条例に基づき、国民健康保険税の賦課徴収を行う。 　特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 　①国民健康保険税の賦課、更正、減免、徴収 　②国民健康保険税情報の照会、回答 　③過誤納が発生した納税義務者への還付・充当処理 　④口座振替処理 　⑤督促及び催告処理 　⑥地方税法等に基づく調査、滞納整理 　⑦納税証明書等の発行 　⑧非自発的失業者に係る申告書や減免申請等による保険税の軽減及び減免	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月29日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	・番号法第19条7号及び別表第二 情報提供の根拠 ・番号法　別表第二の1項、46の項　情報提供者が市町村長で特定個人情報に国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項、第138条1項又は第141条1項の規定により通知することとされている事項に関する情報で主務省令で定めるもの ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令　第1条 別表第二の46の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定 情報照会の根拠 ・番号法　別表第二の27の項　情報照会者が市町村長で地方税法その他の地方税に関する法律及び これらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令　第20条 ・番号法　別表第二　事務内容が国民健康保険法によるもので保険料の徴収に関する事務であって 主務省令に定めるもの　　45の項 別表第二の45の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定	・番号法第19条7号及び別表第二 情報提供の根拠 ・番号法　別表第二の1項、46の項　情報提供者が市町村長で特定個人情報に国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項、第138条1項又は第141条1項の規定により通知することとされている事項に関する情報で主務省令で定めるもの ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令　第1条 別表第二の46の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定 情報照会の根拠 ・番号法　別表第二の27の項　情報照会者が市町村長で地方税法その他の地方税に関する法律及び これらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令　第20条 ・番号法　別表第二　事務内容が国民健康保険法によるもので保険料の徴収に関する事務であって 主務省令に定めるもの　　45の項 別表第二の45の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定　　公金受取口座登録簿に関する情報提供の要求の根拠 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事後	
令和5年3月29日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日　時点	令和5年1月1日　時点	事後	
令和5年3月29日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日　時点	令和5年1月1日　時点	事後	